

平取町新型コロナウイルス感染防止対策 支援交付金のご案内

町では、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止を図るため令和3年8月27日から9月30日まで、北海道が営業時間短縮等の要請をした飲食店の対象とならない飲食店（午後8時前に営業を終了する事業者）や、人流の抑制の影響を受ける旅客交通事業者や宿泊事業者、民芸店及び銘石店、資料館に対し支援をいたします。

【対象事業者】

令和3年9月30日現在、次に掲げる要件を満たす町内に事業所を有する事業者とします。

1. 特措法により営業時間短縮等の要請をされた対象飲食店以外（営業時間が午後8時前に終了する）で感染防止対策を行っている飲食店。
2. 人流の抑制の影響を受ける町内に事業所を有する旅客交通事業者や宿泊事業者、民芸店及び銘石店、資料館。

※複数の事業が対象となる事業者については、1事業のみ交付対象とします。

【支援金】

- | | | |
|----------|-----------|--------------|
| 1. 飲食店 | | 20万円 |
| 2. 宿泊事業者 | 従業員数 1～5名 | 20万円 |
| | 6～10名 | 30万円 |
| | 11名以上 | 50万円 |
| 3. 旅客事業者 | 交付対象車両 1台 | 20万円 上限100万円 |
- ※事業者所有車両で、車両区分が「事業用」であること。
4. 民芸店・銘石店・資料館 20万円 ※店舗販売であること。

【提出書類】

1. 指定申請書（様式第1号）
2. 令和2年分の確定申告書第一表（写し）
3. 保健所交付の「食品衛生法 許可証」（写し）※飲食店
4. 保健所交付の「旅館業法許可書」（写し）※宿泊事業者
5. 運輸局交付の「一般貸切旅客自動車運送事業許可書」（写し）※旅客運送事業者
6. 営業時間が確認できるもの（事業者や商工会ホームページ等の写し）※飲食店
7. 従業員名簿（氏名及び住所を記入・任意様式）※宿泊事業者
8. 交付対象車両の車検証（写し）※旅客運送事業者
9. 給付金振込口座が確認できる書類（写し）
10. 本人確認書類 ※運転免許証等（個人事業者のみ）

※前回の支援金の交付を受けた飲食店については、「様式第1号」と「交付金振込口座の写し」及び「本人確認書類」と変更があった書類を提出すること。

【受付期間】

令和3年11月1日（月）から令和4年1月31日（月）

【書類配置先及び提出先】

役場・観光商工課、振内・貫気別両支所

【その他】

事業者が収益の補償や経費の補てんとして受け取る支援金を含めた年間収入が黒字となる場合は課税対象となります。

【問合せ先】

不明な点等がございましたら、下記までお問合せ先までご連絡ください。

役場・観光商工課 ☎3-7703

※月～金の午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）